

栗国村ホームページ広告取扱基準

（目的）

第1条 この基準は、栗国村公共物等有料広告掲載に関する要綱（平成23年要綱第3号）（以下「要綱」という。）第2条第2号に掲げる栗国村のホームページを媒体とする広告の取扱について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)村ホームページ：栗国村（以下「村」という。）が、インターネット上に公開し、管理するウェブサイトのトップページをいう。

(2)バナー広告：村ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（掲載可能な広告等の範囲）

第3条 村ホームページにバナー広告（以下「広告」という。）を掲載することができる者、広告の内容、及び広告のリンク先のホームページの内容は、要綱の規定に準ずるものとする。

（掲載位置）

第4条 村ホームページにおける広告の掲出位置は、村が指定するものとする。

（掲載期間等）

第5条 広告の掲載期間は、毎月1日を開始日とする1月単位とし、最大12月連続して掲出することができる。

（規格）

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1)表示領域縦60ピクセル、横140ピクセル

(2)データ量8キロバイト以内

(3)ファイル形式gif形式（アニメーションgifは除く。）またはjpeg形式

（表現方法）

第7条 次の表現を含んだバナー広告は禁止する。

(1)「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順をもした表現

(2)アラートマークを模した表現

(3)テキストボックスを模した表現

(4)プルダウンメニューを模した表現

(5)村の実施する事業名に類似した表現

(掲載料金)

第8条 広告の掲載料金は、1枠につき月額5,000円とする。ただし、4ヶ月以上連続する期間の掲載を申し込む場合は、次の各号に掲載期間に応じた金額を適用する。

- (1) 掲載期間が4～6月の場合 月額4,000円
- (2) 掲載期間が7月以上の場合 月額3,500円

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、村の定めるバナー広告の募集期間中に、バナー広告掲載申告書(様式第1—1号)及び誓約書(様式第4号)を提出するものとする。

(広告の原稿)

第10条 要綱第8条第1項に規定する広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、村長が指定する期日までに、広告原稿のデータを提出しなければならない。2 広告原稿の作成にあたっては、広告主は広告のデザインに関して必要な事項を事前に村と協議の上、決定するものとする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号に該当する場合は事前に栗国村ホームページ広告掲載内容変更承認願(様式第2号)を提出し、村の承認を受けなければならない。

- (1) 広告の掲出を中止するとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、広告掲載申請書又は添付書類の記載内容に変更があったとき

(広告掲載の取消)

第12条 村は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖したとき
 - (2) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、要綱第3条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
 - (3) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。
 - (4) 当該広告を掲載することで、村ホームページの公共性を害するおそれが生じたとき
- 2 村は、広告掲出の取消により広告主に生じるいかなる損害についても責めを負わないものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合は、別表に定める金額を還付することができる。

(1) 1月以上の未掲出期間を残して広告掲出を中止したとき。

(2) 村の都合によりホームページを24時間以上閉鎖したとき。

2 前項還付金には利子を付さない。

3 還付を受けようとするときは、粟国村ホームページ広告掲載料還付請求書(様式3号)を村長に提出するものとする。

(損害賠償)

第14条 広告主は、第三者から広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担に負いて解決するものとする。

2 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、村に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(その他)

第15条 その他村ホームページの広告掲載の取扱いについて必要な事項は、別紙に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

別表(第13条関係)

項目	還付する金額
第13条第1項第1号に該当する場合	掲出を中止した日の翌月以降の掲出料金
第13条第1項第2号に該当する場合	広告掲出期間中に閉鎖した日数×400円 ※日数は、閉鎖した時間÷24とし、端数を切り捨てた数値とする。

バナー広告掲載申告書

栗国村ホームページへの広告掲載の申し込みにあたり、下記のとおり広告する内容を申告します。

団体等の名称	
広告担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(Eメール)	
広告からリンクするウェブサイトのアドレス	http://
リンク先のウェブサイトの主な掲出内容	
広告掲出する期間	年 月 日から 年 月 日まで
バナー広告に設定する代替テキスト(alt属性)	

なお、このバナー広告からリンクするホームページでは、広告掲出期間中に栗国村公共物等優良広告掲載に関する要綱第3条に掲げる内容を表示しないものとします。

栗国村長 殿

広告主住所：

広告主氏名：

印

様式2号(第11条関係)

年 月 日

栗国村長 殿

広告主住所：
広告主氏名：
広告主連絡先：

栗国村ホームページ広告掲載内容変更承認願

年 月 日付栗総第 号にて決定通知のあった広告掲載の内容について下記のとおり変更したいので承認願います。

記

(変更する内容)

様式3号(第13条関係)

年 月 日

栗国村長 殿

広告主住所：
広告主氏名：
広告主連絡先：

栗国村ホームページ広告掲載料金還付請求書

年 月 日付栗総第 号にて決定通知のあった広告掲載に係る広告掲載料金について、下記の事由により料金の一部の還付を請求します。

記

請求金額 _____ 円

料金を還付すべき理由	<input type="checkbox"/> 1月以上の未掲載期間を残して広告掲出を中止したとき (計算) 未掲出月 × 単価 = 円
	<input type="checkbox"/> 村の都合により24時間以上ホームページを閉鎖したとき (計算) 閉鎖日数 × 400円 = 円

誓約書（暴力団排除関係）

令和 年 月 日

栗国村長 高良 修一 殿

（住所）
（会社名）
（代表者職・氏名）

当社（私）は、栗国村ホームページ広告掲載にあたり、下記の記載内容を誓約します。
なお、この誓約に違背した場合は、掲載解除措置等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 当社（私）は、次に掲げる事項に該当いたしません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - （3）役員等が暴力団員であると認められる者
 - （4）暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - （5）役員等がその属する法人もしくは法人格を持たない団体、自己もしくは第三者不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められる者
 - （6）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - （7）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 当社（私）は上記1に掲げる事項に該当する者と下請け契約又は、資材、原材料の 購入契約等の契約を行いません。
- 3 当社（私）は、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅延なくその旨栗国村長に報告するとともに、警察に届けます。